

自動車リサイクル法に係る登録申請の手引（引取業及びフロン類回収業）の改定（平成 29 年 4 月）

【主な改定内容】

（引取業及びフロン類回収業 共通）

- 組織改正に伴うもの（地方事務所→地域振興局）
- 目次の追加
- 「住民票の写し」は、個人番号（マイナンバー）の記載のないものであることを明示
- 登録を拒否する場合として、「登録申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合」を明示
- 第 2 の 3 表 1 の「(注 1) 本籍（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの」及び「(注 2) 履歴事項全部証明書等の変更履歴のわかるもの」を削除の上、「※住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、届出日前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。」を追加
- 第 2 の 3 及び 4 「変更届の提出が 30 日を経過した場合、遅延理由書（様式任意）の提出」を明示
- 第 3 の 6 「登録を受けた事業者は、事業所ごとに登録通知書または下記の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。」（下線部を削除）
- その他、所要の改正

（引取業）

- 第 1 の 3 (2) ウ 「自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類」の例示に「自動車リサイクル士の資格認定証の写し」を追加
- 「第 2 登録後必要となること」は、「第 1 引取業の登録について」又は「第 3 引取業者の責務」で記載するよう整理

（フロン類回収業）

- 第 1 の 3 (2) オ 「自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類」の例示に「自動車リサイクル士の資格認定証の写し」を追加
- 「第 2 登録後必要となること」は、「第 1 フロン類回収業の登録について」又は「第 3 フロン類業者の責務」で記載するよう整理